

自己情報(開示・訂正・利用停止)請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

武豊町長 殿

氏 名 武豊 太郎
 郵便番号 470-2392
 住所(居所) 武豊町字長尾山2番地
 電話番号 0569-72-1111

武豊町個人情報保護条例第16条第1項、第30条第1項、第38条第1項の規定により、次のとおり請求をします。

※ 請求の区分	1 開示請求 2 訂正請求 3 利用停止請求
※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人
開示、訂正又は利用停止請求をする保有個人情報の内容	〇〇支給事務に係る受給者に関する記録事項
	行政文書の名称：
	開示を受けた日： 年 月 日
開示の実施の方法 (希望する方法を○で囲んで下さい。)	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による交付 希望する・希望しない)
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	
※ 利用停止請求の趣旨	1 利用の停止 2 消去 3 提供の停止 を請求する。 違反に係る規定 1 武豊町個人情報保護条例第 条 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 条
利用停止請求の理由	

法定代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本 人	※区分	1 未成年者 2 成年被後見人
	氏名	
	住所(居所)	電 話

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等

備考1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

- 請求の際には、次の書類等の提示又は提出が必要です。
 - 運転免許証等請求者本人であることを証明する書類(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しを提出してください。)
 - 訂正請求の場合、内容が事実と合致することを証明する書類等
- 法定代理人の方が請求する場合は、法定代理人に係る2の書類のほか、戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また開示を受ける前に法定代理人の資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を届け出てください。
- 利用停止請求を行う場合、「違反に係る規定」には、請求権が認められる武豊町個人情報保護条例第37条第1項第1号(利用の停止又は消去)又は第2号(提供の停止)に掲げる違反のうち、該当すると考える違反に係る規定を記入してください。